

# 令和4年度 異世代交流促進事業要綱

## 1 目的

今日の日本社会は、少子高齢化の急速な進行とともに核家族化が進み、子どもと高齢者が接する機会が激減しており、地域や家庭の養育能力が低下しています。子ども会活動は、地域社会において様々な人間関係を通じて、子どもたちを心豊かにたくましく育てることが目的ですが、子どもと高齢者がふれあう機会が少ないのが現状です。

そこで、子どもと高齢者の交流の場を作ることで、世代間の理解を深め、子どもたちが先人の知恵を学ぶことで地域の生きる力を育み、明るい地域づくりの推進を図ることを目的とします。

## 2 事業内容

市町村子ども会において、子どもと高齢者が交流できる活動に対し、愛知県子ども会連絡協議会が当該市町村子ども会連絡協議会に事業費を交付します。

## 3 開催日及び会場

開催市町村において開催日及び会場を設定

## 4 参加対象

子ども会会員・高齢者（老人クラブ会員など）

## 5 交付金

1ブロックあたり10万円の交付金を交付します。

（1ブロック2市町村、各5万円を上限 ※名古屋市を除く）

※事業計画書（申請様式）の提出後、交付金を市町村子連指定口座に送金しますので、着金を確認できましたら受領書を提出してください。

## 6 開催について

- ・開催する市町村において開催日等を調整し、開催してください。
- ・開催の1か月前までに事業計画書（申請様式）を提出してください。また、併せて開催要項、チラシなども添付してください。

## 7 報告書の作成について

- ・事業完了後1か月以内に事業完了報告書（報告様式1）及び収支報告書（報告様式2）を提出してください。
- ・実施後、助成金額に満たなかった場合は差額をすみやかに県子連までご返金ください。

## 8 その他

- ・本事業を広くアピールするため、取材等が行われた場合は、積極的にご協力ください。
- ・不明な点がありましたら、県子連事務局までお問い合わせください。
- ・参加者は必ず全国子ども会安全共済会に加入いただきますようお願いいたします。
- ・「三密の回避」「マスクの着用」「こまめな手洗い・消毒」等、感染予防対策を徹底してください。